



日本心血管脳卒中学会 <http://cvss.umin.jp>

〒565-8565 大阪府吹田市藤白台 5-7-1

国立循環器病研究センター脳血管内科内 日本心血管脳卒中学会事務局

TEL 06-6833-5012 (内線 2223)、FAX 06-6835-5267、E-Mail cvss-office@umin.org

第2回学術集会における利益相反の開示について

日本心血管脳卒中学会では、利益相反「Conflict of Interest (以下COIと略す)」状態を適切にマネジメントする「日本心血管脳卒中学会 医学研究のCOIに関する指針及び細則」を準備していますが、第2回学術集会における発表に際しては下記の要領で利益相反情報の開示を求めます。

1 自己申告

- 発表者が所属する基本領域または主たる学会（日本脳神経外科学会、日本内科学会、など）へ、自己申告を行ってください。
- 自己申告していない発表者は、別表の基準に従って日本心血管脳卒中学会事務局（cvss-office@umin.org）に申告してください。

2 発表時

- 本学会ではすべての発表者に対して、口頭発表の場合は発表スライドの2枚目（タイトルの後）に、ポスター発表者はポスターの最後部に利益相反の開示を必ず提示いただきます。
- 2015年6月の第2回日本心血管脳卒中学会学術集会で開示する情報は、2012年1月～2014年12月までの3年間が対象期間です。
- 提示する様式は次の通りです。詳細及び様式のテンプレートは、学会ホームページ（<http://cvss.umin.jp/>）にも掲載しています。
- 見本：スライドでのCOI開示（サンプル）

開示すべきCOIがない場合

開示すべきCOIがある場合

(演題名)
#####病院 (施設名)
(氏名)

筆頭演者は○○○○学会へのCOI自己申告を完了しています
本演題の発表に関して開示すべきCOIはありません

(演題名)
#####病院 (施設名)
(氏名)

筆頭演者は○○○○学会へのCOI自己申告を完了しており、#####年1月～#####年12月の3年間に本講演に関して開示すべきCOIは以下の通りです

- | | |
|------------|-----------|
| 1. 役員、顧問職 | なし |
| 2. 株の保有、利益 | なし |
| 3. 特許権使用料 | なし |
| 4. 講演料 | あり (○○製薬) |
| 5. 原稿料 | なし |
| 6. 研究費 | あり (○○製薬) |
| 7. 受託研究費 | なし |
| 8. 寄附講座 | なし |

日本心血管脳卒中学会利益相反規定 別表 (2015. 4. 25)

1. 企業や営利を目的とした団体の役員, 顧問職	単一の企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上
2. 株の保有、株による利益	当該全株式の 5%以上の所有、単一の企業についての 1 年間の株による利益（配当、売却益の総和）が 100 万円以上
3. 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料	1 件あたりの特許権使用料が年間 100 万円以上
4. 講演料など	会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当が、単一の企業・団体から年間合計 100 万円以上
5. 原稿料	原稿やパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料が、単一の企業・団体から年間合計 50 万円以上
6. 研究費、奨学寄付金（奨励寄付金）	単一の臨床研究に対して支払われた総額が年間 200 万円以上、1 名の研究代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上
7. 非営利法人（例、NPO）や公益法人（例、社団、財団）からの受託研究費や研究助成費	交付金額が年間 1000 万円以上 企業や営利を目的とした団体が当該受託研究費や研究助成の専らの出資者である場合には、研究代表者が申告する
8. 寄付講座	一企業当たり年間 200 万円以上 特任教授など当該講座の代表者が申告する